

学校法人会計について

1. 学校法人会計と企業会計

学校法人とは、私立学校の設置を目的として私立学校法により設置された法人で、教育研究活動を事業の目的とし、自主性の高い経営体であり、極めて公共性の高い経営体として位置づけられています。学校会計を用いることで学校法人の事業の目的である教育研究活動を円滑に遂行するための、資金の収入と支出を明らかにすることができます。

なお、企業とは、営利目的の経済活動を行う組織で、利益を追求することを目的とし、企業会計において利益の源泉となる収益とそれに費やした費用から経営状態を見ることになります。

学校（会計）	企業（会計）
事業の目的	教育研究活動
会計原則	収支を重視 (資金の使われ方)
会計処理	学校法人会計基準
	企業会計

2. 学校法人会計基準

学校法人の会計ルールである学校法人会計基準で計算書類を作成する目的は、国または地方公共団体から経常的経費の補助を受けていることに伴い、その補助金の使い方をわかりやすく所轄庁に説明することにあり、学校法人会計基準で学校法人が作成する計算書類として資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表の三表が定められています。

なお、学校法人会計基準は、社会・経済状況の大きな変化、会計のグローバル化等を踏まえた様々な会計基準の改正、私学を取り巻く経営環境の変化等を受けて、公教育を担う学校法人の経営状況について社会にわかりやすく説明していくため、平成27年度より大幅に改正されました。従って、平成26年度決算までは旧基準、平成27年度予算からは新基準で作成しています。

(1) 資金収支計算書

当該年度に行った諸活動に対するすべての収入と支出の内容ならびに当該年度に係る収入と支出を明らかにし、支払資金（現金およびいつでも引き出すことのでき

る預貯金) のてん末を表したものです。家庭でいえば家計簿のように現金預金の出入りを集計した計算書といえます。収入、支出それぞれ予算額と決算額で比較したものですが、実際の現金預金の動きに加えて、現金の出入りのない取引も含んでいます。

(2) 消費収支計算書（新基準では事業活動収支計算書）

当該年度の消費収入と消費支出の内容および両者の均衡状況を示し、学校法人の経営状況を明らかにするものです。学校法人は営利を目的としていませんが、採算の取れた経営を行っているか、経営上赤字が継続していないかを見る計算書といえます。（「消費収入」、「消費支出」については下記参照）

(3) 貸借対照表

年度末における資産・負債・基本金・消費収支差額の残高を示し学校法人の財政状態を明らかにしたもので、学校法人の設立から累積された財産の集計されたものといえます。企業の貸借対照表と同じですが、基本金と消費収支差額の部分が学校会計特有の項目になっています。（「基本金」、「消費収支差額」については下記参照）

3. 各計算書類に見られる主な科目

(1) 資金収支計算書関連

◆学生生徒等納付金収入

授業料・施設設備金・入学会など、学生・生徒から納付されたもので、学校会計で最も大きなウエイトを占めている収入です。

◆手数料収入

入学検定料や各種証明書の発行手数料など、用役を提供した対価として徴収する料金です。

◆寄付金収入

寄付として收受したもので、用途指定のある特別寄付金と、用途指定のない一般寄付金があります。

◆補助金収入

国、地方公共団体およびこれらに準ずる団体から交付される補助金のことをいいます。

◆資産運用収入

学校法人が所有する諸資産の運用の結果生じた収入で、預貯金の受取利息等による収入をいいます。

◆資産売却収入

学校法人の持っている固定資産を売却した時に発生する収入で、土地や建物、有価証券等の売却による収入をいいます。

◆事業収入

教育研究活動に付随する活動に係る事業の収入で、セミナーハウスや合宿所の利用料や外部から委託を受けた研究費、公開講座等の受講料などの収入です。

◆前受金収入

翌年度に入学する学生・生徒から徴収する入学金や授業料などで、当年度末までに入金された収入です。

◆人件費支出

教職員等に支給する本俸、期末手当およびその他の手当、理事や役員に支払う役員報酬や教職員の退職金などです。

◆教育研究経費支出

教育・研究活動および学生・生徒の課外活動の支援等に支出する経費です。

◆管理経費支出

総務・人事・財務・経理、その他これに準ずる法人業務や学生生徒等の募集のために要する経費など、教育・研究活動以外の活動に支出する経費です。

◆借入金等利息支出

借入金に対する利息分の支出です。

◆借入金等返済支出

借入金に対する元本部分返済の支出です。

◆施設関係支出

学校法人がその諸活動に使用する目的で取得する土地、建物、構築物、建設仮勘定、借地権、施設利用権等土地に付着する固定資産の支出です。建設仮勘定は建物や構築物が完成するまでに支出した額を一時的に集計するもので、完成した後に本来の科目に振替を行います。

◆設備関係支出

学校法人がその諸活動に使用する目的で取得する教育研究用機器備品、その他の機器備品、図書、車両などの支出をいいます。備品については耐用年数が1年以上

でその価額が一定金額以上（本学においては20万円以上）のものになります。教育研究用機器備品とその他の機器備品との区分は教育研究経費と管理経費の区分に準じて決定します。

◆資産運用支出

資産の運用目的で取得するもので、有価証券の購入に係る支出等、主に金融資産を取得するための支出をいいます。

◆資金収入調整勘定と◆資金支出調整勘定

資金収支計算書では、前述の通り当該年度に行った諸活動に対するすべての収入と支出の内容を明らかにしなければならないため、当該年度の教育活動に対応する収入・支出のうち実際の資金の動きが当該年度ではなく、前年度以前あるいは翌年度以後において発生したものを調整勘定という科目で表しており、収入・支出に応じて資金収入調整勘定と資金支出調整勘定があります。

- ・「期末未収入金」：当該年度に收受されるべき収入のうち、入金が翌年度以降になるものです。
- ・「前期末前受金」：当該年度に收受されるべき収入のうち、前年度までに入金が済んでいるものです。
- ・「期末未払金」：当該年度に支払うべき支出のうち、支払が翌年度以降になるものです。
- ・「前期末前払金」：当該年度に支払うべき支出のうち、前年度までに支払が済んでいるものです。

(2) 消費収支計算書関連（新基準では事業活動収支計算書関連）

◆帰属収入（新基準では基本金組入前当年度収支差額）

学生生徒等納付金や手数料、補助金など学校法人の負債とならない学校法人に帰属する収入で、将来返済を求められる借入金は含まれません。企業会計でいう収益にあたります。

◆基本金組入額

学校法人がその諸活動の計画に基づき、教育研究の維持・充実に必要な資産を継続的に保持するために確保しなければならない金額をあらかじめ差し引くことをいい、純粋な学校法人の収入である帰属収入のうちから基本金へ組み入れた額になります。

基本金は、学校会計基準において、以下の4つに分類し規定されています。

- ・「第1号基本金」：校地、校舎、機器備品、図書などの固定資産の取得価額
- ・「第2号基本金」：固定資産を取得するために留保した預金などの資産の額
- ・「第3号基本金」：奨学基金、研究基金として継続的に保持し運用する資産の額

- ・「第4号基本金」：学校法人の円滑な運営に必要な運転資金の額

◆消費収入（新基準では事業活動収入）

帰属収入から基本金組入額を差し引いた金額で、この金額の範囲内で人件費や教育研究経費、管理経費等を賄うことになります。

◆消費支出（新基準では事業活動支出）

人件費や教育研究経費、管理経費、借入金利息などの支出で、建物や備品など時間の経過によりその資産価値が減少する減価償却額を含みます。消費支出の部の合計が企業会計でいう費用にあたります。

◆資産売却差額と◆資産処分差額

資産売却差額は土地や建物など固定資産を売却した際に、その資産の売却額が帳簿価額より高い金額で売却した場合に発生した差額で収入として計上するもので、一方、資産処分差額とはその資産の売却額が帳簿価額より低い金額で売却した場合に発生した差額で支出として計上します。

◆退職給与引当金繰入額

退職給与引当金とは、教職員が将来退職した際に支払われる退職金の支払いにあらかじめ備えて設定される引当金のことで、退職金は勤続年数に応じて支払われるものであるため毎年度退職給与引当金を算定し、退職給与引当金の不足額を繰入額として計上します。

◆減価償却額

固定資産のうち、建物（校舎）、機器備品、車両など時の経過によりその価値を減少する資産を減価償却資産といい、価値が年々減少するものとして減価償却を行い消費支出に設定し、実際にお金の支払いは伴わないものの、固定資産の取得価額を耐用年数全般で費用化して配分します。

（3）貸借対照表関連

①資産の部

貸借対照表日（当該年度末）後1年を超えて使用（現金化）される資産または現金化されることを目的としない資産を固定資産、1年以内に使用（現金化）される資産を流動資産として区分します。

◆固定資産

有形固定資産とその他の固定資産に区分され、有形固定資産は当該年度末より後に1年を超えて使用する目的で所有する有形の資産をいい、耐用年数が1年未満になっているものでも使用中のものが含まれます。

◆○○引当特定資産・○○引当特定預金

校舎その他の施設の増設や改築、機器備品その他の設備の拡充や買い換え、退職金の支払いなど将来の特定の支出に備えるために資金を留保した場合に設定する科目で、他の預金（資産）とは区分し、設定目的が明瞭に推定できるような名称を使います。

②負債の部

借入金など他者からの資金調達で、将来返済義務のあるものです。

◆借入金

返済期限が貸借対照表日（当該年度末）後1年を超えて到来するものを長期借入金として固定負債に、1年以内に到来するものを短期借入金として流動負債に計上します。

◆預り金

教職員の給与から天引きされる源泉所得税や住民税など学校法人の帰属収入にならない、他者に支払うための一時的な受取金額をいいます。

③消費収支差額の部（新基準では繰越収支差額の部）

当該年度までの過去の消費収入から消費支出を差し引いた差額の累計額です。消費収支計算書では年度の消費収支差額を計算しますが、学校法人設立以来の消費収支差額の累計額が貸借対照表に表示されます。